

新労務単価等の運用に係る特例措置について

1. 措置の内容

「令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」及び「令和 7 年度設計業務委託等技術者単価」（以下「新労務単価等」という。）の決定に伴い、令和 7 年 3 月 1 日以降に契約を行う工事又は委託業務のうち、「令和 6 年 3 月から適用した公共工事設計労務単価」及び「令和 6 年度設計業務委託等技術者単価」（以下「旧労務単価等」という。）を適用して予定価格を積算した契約について、発注者から受注者に対し、新労務単価等に基づく契約に変更するための協議を行う。

2. 対象案件

令和 7 年 3 月 1 日以降に契約を行う工事又は委託業務のうち、旧労務単価等を適用して予定価格を積算しているもの。

3. 契約金額の変更

変更後の契約金額については、次の方式により算出する。

$$\text{変更後の契約金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価等及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

4. 変更協議の期間

協議書を通知した日を協議開始の日とし、協議開始日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が契約金額の変更額を定め、受注者に通知する。

【発注者からの契約金額変更の協議書】

発 〇 第 号
令和 年 月 日

(受注者)

商号又は名称

代表者氏名

様

輪島市長

「令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」及び「令和 7 年度設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置による契約金額の変更について(協議)

令和 7 年 月 日付けで契約締結した下記工事(業務)について、特例措置として、令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価及び令和 7 年度設計業務委託等技術者単価に基づく契約金額に変更することができますので、契約約款に基づき協議します。

御異議がなければ、変更契約書を 2 通作成し、記名押印の上、提出してください。

なお、本協議書を通知した日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が契約金額の変更額を定め、受注者に通知します。

また、契約金額の変更がなされた場合には、国土交通省不動産・建設経済局長通知「技能労働者の適正な賃金水準の確保について」(令和 7 年 2 月 17 日付け国不入企第 49 号)の趣旨に則り、元請企業と下請企業の間で締結している契約金額の見直しや技能労働者への賃金水準の引上げ等について、適切な対応をお願いいたします。

記

1. 工事名(業務名)	〇〇〇〇〇〇工事(業務)
2. 工事場所(業務場所)	〇〇〇〇 地内
3. 工期(履行期限)	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
4. 当初契約金額	¥
5. 契約金額に対する増額	¥ 〔うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額 ¥〕

【変更契約書】

建設工事変更請負契約書

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 請負代金額に

対する増額 ¥ _____

（ うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 ¥ _____ ）

4 契約保証金額

5 工 事 内 容 発注者から再交付する設計書、仕様書及び図面のとおり

6 変更完成期日 令和 年 月 日

7 そ の 他

発注者と受注者との間に令和 年 月 日締結した請負契約の一部を上記のとおり変更する。この変更契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 輪島市二ツ屋町 2 字 29 番地
輪島市
輪島市長

受注者 住 所

氏 名

【変更契約書】

業務委託変更契約書

- 1 委託業務の名称
- 2 業 務 場 所
- 3 業務委託料に
対する増額 ¥ _____
 (うち取引に係る消費税
 及び地方消費税の額 ¥ _____)
- 4 業 務 内 容 発注者から再交付する設計書、仕様書等のとおり
- 5 変更履行期限 令和 年 月 日
- 6 そ の 他

発注者と受注者との間に令和 年 月 日締結した委託契約の一部を上記のとおり変更する。この変更契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 輪島市二ツ屋町 2 字 29 番地
 輪島市
 輪島市長

受注者 住 所

 氏 名